公益財団法人日本バスケットボール協会 平成24年度 臨時評議員会 議事録

日 時: 平成25年3月16日(土) 13:00~16:40

場 所: スタンダード会議室 五反田店

出 席: 〈評議員〉

森野和泰、田中雅之、藤原修、保坂明、沼澤宏、安斎司、岡田裕昭、遠藤嘉津敏、藤嶋市雄、田中敏郎、 齋藤徳也、天野寛、真田功、山田洋司、松倉弘英、西憲幸、島澤司、渡邉正知、門田浩人、後藤明、 湯浅暢宏、新宅博生、岡嶋隆文、藤村昇、穐山靖夫、中村克司、川武修、木下博順、堺知行、祖岩亨道、 大塚英彰、野田明宏、加藤裕三、上元康正、鮫島俊秀、喜納武信、安田勝彦、榊原みどり、市川数馬、 小口賢司、北澤和基、荒井邦夫、有本功、星芳樹、宮地弘孝、森崎秀昭、和田雅也の各評議員 〈理事〉

深津泰彦会長職務代行、丸尾充、梅野哲雄の各副会長、樋口隆之専務理事、伊藤信明、 大山妙子、熊谷秀樹、坂本昌彦、佐古賢一、品田奥義、庄司義明、鈴木秀太、田窪徹、 野村俊郎、福井晴次、堀井幹也、水谷豊、吉田長寿、吉田利治の各理事

<監事>

高原洋太郎、松岡憲四郎、山崎均の各監事

<特任委員>

内山英司、小倉恭志、片山正明の各特任委員

 欠 席: 小野安壮、大野健男、半田真一郎、青木隆、土田正文、宮倉義輝、山本良和、小倉健一、小坂悦夫、 近藤豊志、中村哲夫、増島篤、白谷慶子の各評議員 麻生太郎会長、大神訓章、佐々木三男、高橋雅弘、原田茂の各理事、 上島正光、西井歳晴、林直樹の各特任委員

議り

- (1) 平成25年度事業計画・収支予算について
- (2) 基本規程の制定について

1. 定足数の報告

堀井総務部長より定刻における出席者数の報告があり、定款16条2に基づき、評議員総数(60名)の過半数の出席(出席:47名)を満たすため、会議成立が宣せられた。

2. 挨拶

深津会長職務代行より開会の挨拶があった。

3. 議長選出

堀井総務部長より、議長選出にあたってはこれまでの評議員代表者による協議により候補者を選出する旨の 説明があり、代表して島澤評議員より、議長に北海道の森野和泰評議員、副議長に北信越・長野県の真田功評議 員および中国・山口県の川武修評議員が推薦され、承認された。

.....

4. 議事録署名人選出

議事録署名人については、定款第19条により議長および出席評議員代表2名以上が必要になることから、議長より議事録署名人として栃木県の遠藤嘉津敏評議員、島根県の藤村昇評議員が推薦され、承認された。

5. 議事

(1) 平成25年度事業計画・収支予算について (樋口専務理事、堀井理事)

本議案に先立ち、FIBA ASIAカップの大会決算の報告を求める動議があり、審議にあたり関連するとの議長の判断から、はじめにFIBA ASIAカップに関する報告を行うこととした。

まず、樋口専務理事より、FIBA ASIAカップの開催目的の一つであった、東アジアサブゾーンの枠の獲得は出来たものの、大会運営においては、最終的に9,100万円の大幅な赤字を生み、責任を重く痛感していること、業務執行における信用を著しく失墜したこと、また2月の理事会においてこの決算報告を行い、監事に監査を依頼したことが報告された。

次に、高原監事より、内部監査に至る経緯、赤字の要因分析、監事の意見について、資料に基づき、次の通り報告された。

「赤字要因については、①FIBA ASIAに起因する赤字増加(△44百万円)、②大会運営上の収入減少(△54百万円)、③大会運営上の支出増減(▲7百万円)により、計91百万円の赤字となっている。赤字額は協会全体予算を鑑みても非常に多額である。予算策定および執行、報告等、管理体制に大きく問題がある。責任の所在を明らかにすること、再発防止策を早期に策定することが必要である。」

これに関連し、堀井理事より、再発防止策として、決裁権限、職務分掌に関する体制の整備が急務として、 決裁権限を明確にして業務を執行していくこと、また、四半期毎の収支状況を理事会に報告することなど、ル ール化した中での管理・チェック体制を構築することが報告された。また、今年度の決算状況としては、当初 収支1億2千万円の赤字予算であったが、FIBA ASIAカップの赤字分に相当する8,900万円の追加のマ イナスが生じ、その結果、次期繰越額は221百万円となる見込みであることが報告された。

これについて、評議員より大会運営を含む協会の業務執行体制の問題、FIBA ASIAのレギュレーションや国際交渉に関する問題、運営努力についての問題、評議員による検証の必要性、責任の所在等、多くの質疑、意見が出された。

これを受け、深津会長職務代行より、監事の報告にある通り、業務執行上の意思疎通、連携に問題があったとして、実行委員長である樋口専務理事と担当部長、担当者に処分を下す方針であること、また、既に樋口専務理事からは辞任届が出されており、評議員会後に開催する理事会にて正式に受理する予定であることが報告された。尚、専務理事退任後の執行体制については、新しい理事の選任も含め、よりふさわしい人材を6月までに選任することを目指し、当面、日常的な業務執行については会長職務代行が行い、重要案件については3副会長の合議で行うこと、それらの判断レベルについては4月の理事会で正式に決定する予定で

あることが補足された。

評議員より、本件についてさらに精査する必要性があるのではないかという意見があり、場合によっては、 臨時評議員会または6月の定時評議員会にて改めて協議を行うこととした。

続いて、本議案について、樋口専務理事および堀井理事より、平成25年度の事業計画、収支予算案について、資料に基づき説明があった。

予算編成においては、収支均衡を前提とし、収入1,572百万円に対し、支出1,568百万円、収支では4百万円のプラスとなったこと、また、強化事業、指導者・選手の育成事業、普及・登録推進事業、組織基盤整備を重点事業として予算配分を行ったこと説明された。

これについて審議の結果、賛成多数により原案通り承認された。

<承認>

(2) 基本規程の制定について (堀井理事)

6月の定時評議員会にて提案した基本規程(案)について、様々な質問、意見等を集約し、いくつかの変更を加えた修正案が提案され、審議の結果、賛成多数により原案通り承認された。

<承認>

6. 報告事項

(1) FIBA ASIAカップについて (樋口専務理事)

(第1号議案に先立ち、報告)

(2) 登録関係について (堀井理事)

1点目として、平成24年度のチーム、競技者、指導者、審判の登録状況が報告された。

次に、国際移籍を伴う登録に関し、シャンソン化粧品の帰化選手の事案について、資料に基づきその経緯とFIBAインターナルレギュレーションの説明があった。また、評議員会前日夜にFIBAから最終回答があり、主な内容としては、(1)日本での登録を承認すること、(2)F選手の国際移籍に関するFIBA内規違反として、日本に対し25,000スイスフランの罰金を科すこと、(3)シャンソン化粧品は中国協会に対し、移籍に伴う補償金として20,000スイスフランを支払うこととし、支払いを履行するまでプレイを認めないこと、(4)21歳までは中国以外のナショナルチームではプレイできないこと、(5)21歳の誕生日を迎えた後、日本代表選手に加えようとする場合は、FIBA内規3-22に定められた手続きを適用すること、(6)選手はFIBA内規3-21 aに定める制約が適用されること、となっており、JBAとしては、全文を十分に確認、精査した上、今後の対応を行うことが補足された。

(3) 指導における暴力根絶について (堀井理事)

指導における暴力根絶の取り組みに向けた、JBAとしての諸施策について報告があった。また、大阪市立 桜宮高校での事案については、裁定委員会にて、協議中であることが報告された。

(4) 総務関係について (堀井理事)

2012年4月から2013年2月までの諸会議等活動実績が報告された。

また、東日本大震災復興支援として集まった義援金の中から、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県に100万円ずつ贈呈したことが報告された。

7. その他

- ・西評議員より国体のチーム数変更および少年種別のU-16化について、要望、質問があり、国体委員長である野村理事より、理事会での決定に至るまでの経緯が説明された。
- ・岡嶋評議員より、理事会で会長職務代行を選任したことについて質問があり、樋口専務理事より、会長の選任ではなく、麻生会長が実際にはその職務を行えないため、職務代行者を選任した旨が説明された。

以上